

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案) 修正案
1	考え方P1 新旧対照表 P1、2	手数料について	<p>家庭廃棄物の手数料は、以下の理由により改定すべきではない。仮に該当手数料を見直す場合においても、粗大ごみの手数料と合わせ総合的に検討した上で見直すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>家庭系ごみのうち、粗大ごみを引き取り依頼する場合は1100円の手数料となっている。</p> <p>これには、市による収集・運搬費用等が含まれていると思われる。一方、直接搬入する場合は、自ら運搬することから、市による収集・運搬費用等は発生しない。この費用面から考えると、今回の家庭系ごみの改定(案)300円/10kgは、市による粗大ごみの収集・運搬・処分の手数料と均衡を逸することにならないか。</p> <p>また、粗大ごみは、粗大ごみ処理券の購入や回収日の指定などの煩雑さから自ら運搬してまで直接搬入する人たちも多いと思われる。今回の手数料の改定が、家庭系ごみの減量につながると思えず、むしろ搬入を躊躇させ、ごみの不法投棄やごみ屋敷が増加することが懸念される。</p> <p>近隣市の料金を見ると、野田市の家庭系ごみは事業系ごみの50%に設定されており、また、東京23区では直接搬入は区による収集費用の50%に設定されているなど、一定の配慮がなされている。</p> <p>流山市の家庭系ごみの適正な処理のためにも、家庭系ごみの直接搬入手数料は、現行手数料に据え置くべきである。</p>	<p>粗大ごみ処理券による引き取り方式は、粗大ごみの個数に応じ料金を決定しています。一方、ごみを直接搬入する場合は、重量に応じた料金としていますので、一律に均衡を図ることは難しいものと考えます。</p> <p>家庭ごみは原則、決められたごみ集積所にごみの種別ごとに決められた日に排出(無料)できますことから、手数料の改定により、不法投棄やごみ屋敷が増加するとは考えられませんが、不法投棄は警察と連携し防止に努めます。</p> <p>また、野田市の家庭ごみの搬入手数料は、ご意見のとおり事業系の50%としていますが、野田市は、ごみ集積所に排出する際に、年度当初に一定のごみ指定袋を配布し、不足した場合、手数料を賦課した指定袋を購入いただく、いわゆる有料化を取り入れています。</p> <p>本市では市民が集積所に排出した場合は、無料で処理をしていますので、直接搬入される場合の手数料については、従前から事業系ごみと同額の手数料としています。</p> <p>なお、東京23区では、粗大ごみについては、持込みステーション(区が指定した倉庫等)に直接搬入する場合は、区の収集料金の半額となります。粗大ごみ以外のごみを直接清掃工場へ持ち込むことはできないこととしています。</p>	無	
2	考え方P1、2	手数料について	<p>以下、2点コメントさせていただきます。</p> <p>・手数料単価はこれまでの約1.8倍というかなり大幅な改定ですが(更にいうと消費税増税により支払金額としてはもっと上がるということですよ?)その「改定しなければならない理由」が「ごみ処理経費の上昇」しか記載されていないので、もう少し詳しい内容の説明を行って頂きたいと思います。</p> <p>人件費がほぼ横ばいとみられるので、処理単価が上がっている理由が燃料費なのか、搬送費の高騰なのか、もっとわかりやすく説明して頂けないでしょうか?</p> <p>・また、「これまでは近隣地域とのバランスを考慮」といいつつ、今回の改定で近隣地域の約1.7~2倍(家庭ごみ)の単価になるわけですから、近隣地域の今後の動向(やはり処理単価が上がって値上げを考えているのか?あるいは当面据え置きの方針なのか?)などに関しても情報を開示して頂きたいです。</p> <p>「流山市だけずばぬけて手数料が上がる」という話でないという事を説明して頂きたい(もし流山市の手数料アップ、しかも近隣地域と比べてかなり高い単価設定という話であれば、先に記載した「ごみ処理経費の上昇」がなぜ流山のみ?の説明もより詳細に行って頂きたい)と考えているのですが、どうでしょうか?</p> <p>以上、よろしくご意見致します。</p>	<p>ごみ処理手数料改定の基本的な考え方は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味する、としています。</p> <p>現在の手数料は、平成16年時の手数料を継続しており、近年、パブリックコメント実施時の資料「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方」の5ごみ処理直接経費に記載のとおり、処理原価は297円/10kg+税となっています。本来であれば原価相当の手数料を求めることが望ましいとされていますが、当面の事業者の負担や近隣市とのバランスを加味し、273円/10kg+税といたしました。</p> <p>ごみ処理経費の上昇の理由としては、施設の経年劣化による修繕料と最終処分に係る委託料の増加が主なものです。</p> <p>また、近隣市の状況については、事業系ごみの近隣地域との比較では平成27年に手数料の改定を行った野田市は税抜き10kg当たり270円としています。</p>	無	
3	考え方P1、2	手数料について	<p><改定反対です></p> <p>理由</p> <p>一般取集場所に出せば、車のガソリン代も、焼却費も払わないで済むのに。</p> <p>一般市民が、(指定日に事情が発生し)わざわざ、直接搬入しに行く事で何故、お金を払う必要があるのでしょうか?</p> <p>主に、一般市民の持ち込みは事情がある為、収集日に出せないだけ。いわば、行政サービスの収集日の隙間を埋める行為です。</p> <p>更なる値上げは、もつての他です。一般市民の事情を考慮して頂きたい。</p> <p>改定反対です。</p> <p>改定しても、事情がある場合はせめて、10kg未満は無料にしてほしい。</p> <p>以上</p>	<p>直接クリーンセンター等にごみを持ち込むことはできますが、一般家庭が排出するごみは集積所に出していただくことを基本としています。</p> <p>無料区分の廃止は、事例として家庭ごみを小分けし直接搬入されることが見受けられることから、受益者負担及び公平性の観点から改定することとしました。</p>	無	

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案) 修正案
4	考え方P1、2	手数料について	<p>なぜ今の10キロ当たり108円から200円値上げの300円になるのか納得がいきません。 200円も値上げされるのは負担がかかりすぎます。 なぜ200円も値上げしなくてはならないのかを説明してください。 値上げするならせめて100円です。10キロ200円ならまだ納得できます。 ただでさえ消費税もあがるというのにどれだけ負担を増やすのでしょうか？ 負担を増やすならもっとわかりやすい説明が必要です。 どうして値上げをしなくてはならないのか？ お客様からお金をいただくときにお客様に納得していただけるちゃんとした理由を教えてください。 そして、この値上げは事業者だけなのでしょうか？ それとも一般市民も直接搬入したらお金を払うのでしょうか？ ホームページでも観覧ができると書いてありましたけどよくわかりませんでした。</p>	<p>ご意見の内容は、事業者が剪定枝等を森のまちエコセンターに搬入する場合の手数料と判断いたします。剪定枝は、たい肥として再利用するため手数料を100円/10kg+税とクリーンセンターに搬入するよりも安く設定し、リサイクルを誘導してきましたが、処理量がたい肥の製造能力以上に増加したことにより、パブリックコメント実施時の資料「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方」の5ごみ処理直接経費に記載のとおり、処理原価は297円/10kg+税となっています。本来であれば原価相当の手数料を求めることが望ましいとされていますが、当面の事業者の負担や近隣市とのバランスを加味し、273円/10kg+税といたしました。</p> <p>なお、市民が森のまちエコセンターに剪定枝等を直接搬入する場合は、従前どおり、たい肥として再利用するため、資源化推進の観点から無料とします。</p>	無	
5	考え方P1、2	手数料について	<p>ごみ処理手数料改定について いきなり倍近い値上げはヒドイです。 そちらから取りに来て頂く手間をなくしているにもかかわらず10^{キログラム}当たり300円(税込み)は高すぎます！ 高齢化者社会で更に運転問題もあり、そちらに持ち込み事がだんだん難しくなるので、持ち込み可能な方々には寛大な対応をして頂きたいです。 断固として値上げを反対します！</p>	<p>ごみ処理手数料改定の基本的な考え方は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味する、としています。</p> <p>現在の手数料は、平成16年時の手数料を継続しており、近年、パブリックコメント実施時の資料「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方」の5ごみ処理直接経費に記載のとおり、処理原価は297円/10kg+税となっています。本来であれば原価相当の手数料を求めることが望ましいとされていますが、当面の事業者の負担や近隣市とのバランスを加味し、273円/10kg+税といたしました。</p>	無	
6	考え方P1、2、4	手数料について	<p>いつも可能な限り自分でクリーンセンターに粗大ゴミの持ち込みをしています。ゴミ処理手数料の値上げはいいが、5キログラム未満は無料の措置は引き続きあった方がいいと思う。</p>	<p>無料区分の廃止は、事例として家庭ごみを小分けし直接搬入されることが見受けられることから、受益者負担及び公平性の観点から改定することとしました。</p>	無	
7	考え方P1、2	手数料について	<p>2倍近くの値上げは大きすぎると思う。あまり値上げが高くなると持ち込む人が減り、不法投棄は絶対に増える。 クリーンセンターへ持ってきて料金をしっかり払う人が不法投棄する人より多くなる為に、値上げは最小限にして欲しいです。 正直1.5倍の値上げでも高いと感じます。</p>	<p>ごみ処理手数料改定の基本的な考え方は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味する、としています。</p> <p>現在の手数料は、平成16年時の手数料を継続しており、近年、パブリックコメント実施時の資料「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方」の5ごみ処理直接経費に記載のとおり、処理原価は297円/10kg+税となっています。本来であれば原価相当の手数料を求めることが望ましいとされていますが、当面の事業者の負担や近隣市とのバランスを加味し、273円/10kg+税といたしました。</p> <p>家庭ごみは原則、決められたごみ集積所にごみの種別ごとに決められた日に排出(無料)できますので、手数料の改定により、不法投棄が増加するとは考えられませんが、不法投棄は警察と連携し防止に努めます。</p>	無	

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案) 修正案
8	考え方P1	手数料について	2020年4月よりクリーンセンターへ直接搬入するごみ処理手数料の値上りは仕方ないと思いますが消費税の値上りに同調して余りにも高くなりすぎだと思います。 値上げは反対ではありませんが段階を踏んでの値上げにしてほしいと思います。	ごみ処理手数料改定の基本的な考え方は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味する、としています。 現在の手数料は、平成16年時の手数料を継続しており、近年、パブリックコメント実施時の資料「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方」の5ごみ処理直接経費に記載のとおり、処理原価は297円/10kg+税となっています。本来であれば原価相当の手数料を求めることが望ましいとされていますが、当面の事業者の負担や近隣市とのバランスを加味し、273円/10kg+税といたしました。	無	
9	考え方P1	手数料について	「パブリックコメントの実施」のチラシを見て書かせていただきます。 現在の162円/10キロから300円/10キロに改定予定と伺いました。これは一挙に85%以上の値上げとなり、利用する側から言えばとても納得できるものではありません。世間一般の商品が5%あげてもとやかく言われているのを思うと論外です。 それだけでなく負担感の高い住民税に苦勞しているにもかかわらずこのような提案をされる市の意識を疑います。 改定案の提示に当たって、市政の収支全体とクリーンセンターの寄与程度、他の費目とのバランスなど詳細な数値を明示し、これだけの改定幅の必然性を万人が納得できる形で明示する必要があると思います。	ごみ処理手数料改定の基本的な考え方は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味する、としています。 現在の手数料は、平成16年時の手数料を継続しており、近年、パブリックコメント実施時の資料「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方」の5ごみ処理直接経費に記載のとおり、処理原価は297円/10kg+税となっています。本来であれば原価相当の手数料を求めることが望ましいとされていますが、当面の事業者の負担や近隣市とのバランスを加味し、273円/10kg+税といたしました。 ごみ処理経費の上昇の理由としては、施設の経年劣化による修繕料と最終処分に係る委託料の増加が主なものです。	無	
10	考え方P1、2	料金設定の考え方	2ページ5の「ごみ処理直接経費表」よりごみ処理に係る経費、処理量等は家庭ごみの数量が含まれているのではないかと？ また、1ページ2の「料金改定の基本的な考え方」、③受益者負担の観点からと謳われているが2ページ5の表から見ると家庭ごみの処分費も事業所が負担することになるのではないかと？ 廃棄物数量が増えているのは流山市の著しい人口や、事業所の増加によるものでごみ処理料やコストもこれに伴い急増するのは明らかだ。また、未だに一般ごみステーションから出している事業者も見受けられるのが現状である。そうした事業者に対しての指導も徹底し公平に廃棄物処理料を負担させるべきではないかと。 処理料金の負担という観点、有料ごみ袋導入など一般家庭にも一部処理代金を負担して頂いた方がごみ処理・分別等流山市の廃棄物に対する意識が高まるのではないかと。	ごみ処理直接経費の中には家庭ごみの処理に係る経費も含まれていることから、家庭ごみを直接搬入する場合も、事業系ごみと同額の手数料を徴収するので、事業所だけが負担するものではありません。 ご意見の事業系ごみは、「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第21条の規定により、家庭ごみのごみ集積所に出すことはできないので、情報を寄せていただき、調査後、指導を行います。 また、今年3月に策定いたしました「流山市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみの減量化や適切な分別の推進のため、指定袋の導入を検討することとしています。 家庭ごみの有料化については、一人当たりのごみ排出量が減少傾向にあること、ごみ減量・資源化施策を優先して推進することとしたことから、当面見送ることといたしました。	無	

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(案) 修正案
11	考え方全般 新旧対照表 P1、2	手数料について	<p>変更後10キログラム辺り300円(10キログラム未満300円)と案内を頂いてますが、反対します。 以下の案でいかがでしょうか？ (案) ①5キロ未満無料、10キロ辺り200円。 ②5キロ未満100円、10キロ辺り200円。 (理由) ・市からの値上げ幅があまりにも極端で、市民税収も増えているのに理解出来ない。 ・5キロ未満無料を撤廃すると、家庭ゴミが増えて回収車の手間が増える。 ・クリーンセンターの手間もあるので、100円と200円位なら納得出来るのでは？</p>	<p>ごみ処理手数料改定の基本的な考え方は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味する、としています。</p> <p>現在の手数料は、平成16年時の手数料を継続しており、近年、パブリックコメント実施時の資料「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方」の5ごみ処理直接経費に記載のとおり、処理原価は297円/10kg+税となっています。本来であれば原価相当の手数料を求めることが望ましいとされていますが、当面の事業者の負担や近隣市とのバランスを加味し、273円/10kg+税といたしました。</p>	無	
12	考え方全般 新旧対照表 P1、2	手数料について	<p>手数料引き上げについて理解しないわけではないですが従来の2倍近い引き上げならば、一般市民にたいしては減免の措置をこころむべきです。 5kg以下の範疇を残すこと、これが無料で出来ないならば現行の10kg 162円をこれにあて、5KG以下162円のランクを新設してください。ゴミだし日の都合でセンターへ持ち込む場合は5kg以下が多いと思われます。従来無料であったランクを突然300円に設定するのは住民からすれば、とんでもないサービスの改悪に思えます。 値上げの反対ではありません。市民生活とのマッチングを行政として考えなければいけませんよ。</p>	<p>ごみ処理手数料改定の基本的な考え方は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味する、としています。</p> <p>現在の手数料は、平成16年時の手数料を継続しており、近年、パブリックコメント実施時の資料「一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方」の5ごみ処理直接経費に記載のとおり、処理原価は297円/10kg+税となっています。本来であれば原価相当の手数料を求めることが望ましいとされていますが、当面の事業者の負担や近隣市とのバランスを加味し、273円/10kg+税といたしました。</p> <p>無料区分の廃止は、事例として家庭ごみを小分けし直接搬入されることが見受けられることから、受益者負担及び公平性の観点から改定することとしました。</p>	無	